

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

## 奈良県人事委員会規則第一号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「あつて、一日につき定められた勤務時間が六時間以上である勤務日が」を削る。

第十四条の三中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第十五条の二の規定による介護時間及び」を削り、「別表第二第十三項」の下に「又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）第九条第一項第十一号」を加える。

第十五条第一項中「第十九条第一項」を「第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業及び条例第二十八条第三項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項」に、「一部について勤務しないこと又は条例第二十八条第一項に規定する一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業等」という。）の承認の請求」を「全部又は一部について勤務しないこと（以下「第一号部分休業等」という。）の承認の請求並びに育児休業法第十九条第二項の規定による申出（同項第一号に係るものに限る。）及び条例第二十八条第三項の規定による申出（同項第一号に係るものに限る。）」に、「部分休業等承認請求書」を「第一号部分休業等申出・承認請求書」に、「部分休業等を」を「第一号部分休業等を」に改め、同条第四項中「規定する」の下に「第一号部分休業等及び第二項に規定する第二号部分休業等（以下「部分休業等」という。）の」を、「請求」の下に「並びに申出」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項本文中「第二十八条第一項」を「第二十八条第三項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項」に、「前条」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第十五条の二の規定による介護時間若しくは前条」に、「第十九条第一項」を「第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項」に改め、同項第二号中「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」及び「（連続して勤務する時間が一時間に達しない場合を除く。）」を削り、同項を同条第

四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 条例第二十八条第三項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項の規定による承認は、勤務時間が割り振られた日において、割り振られた勤務時間の全部又は一部の時間により行うものとする。

第十五条第二項中「部分休業等」を「第一号部分休業等」に、「三月間」を「原則として三月間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業及び条例第二十八条第三項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「第二号部分休業等」という。）の承認の請求並びに育児休業法第十九条第二項の規定による申出（同項第二号に係るものに限る。）及び条例第二十八条第三項の規定による申出（同項第二号に係るものに限る。）は、人事委員会が定める様式の第二号部分休業等申出・承認請求書により、第二号部分休業等を始めようとする日の原則として一月前までに行うものとする。

第十六条第一項中「部分休業等の」を「第一号部分休業等の」に、「延長」を「延長し、」に、「部分休業等変更請求書」を「第一号部分休業等変更請求書」に改め、同条第二項中「部分休業等の」を「第一号部分休業等の」に、「を延長」を「を延長し、」に、「部分休業等変更請求書」を「第一号部分休業等変更請求書」に改め、同条第三項中「部分休業等の」を「第一号部分休業等の」に、「延長」を「延長し、」に改め、「（一週間当たりの休業時間の上限を変更しないものに限る。）」を削り、「するとき」の下に「（一週間当たりの休業時間の上限を変更しない場合に限る。）」を加え、「部分休業等変更承認簿」を「第一号部分休業等変更承認簿」に改め、同条第四項中「承認の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二号部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、一年当たりの休業時間を延長し、又は短縮しようとするときは、人事委員会が定める様式の第二号部分休業等変更請求書により、やむを得ない事情がある場合を除き、延長し、又は短縮しようとする休業時間の属する日（延長し、又は短縮しようとする休業時間の属する日が二日以上にわたる場合は、その初日）の一月前までに請求するものとする。

5 第二号部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、一日当たりの休業時間を延長し、又は短縮しようとするとき（一年当たりの休業時間の上限を変更しない場合

に限る。）は、人事委員会が定める様式の第二号部分休業等変更承認簿により、あらかじめ請求するものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（部分休業等の申出の変更）

**第十六条の二** 部分休業等の承認を受けて勤務していない職員が、育児休業法第十九条第三項又は条例第二十八条第四項の規定による変更をしようとするときは、人事委員会が定める様式の部分休業等申出内容変更請求書により、あらかじめ請求するものとする。

2 第三条第二項本文及び第三項の規定は、前項に規定する請求について準用する。

#### 附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。